

桑名市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

令和8年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	NPO 法人アシスト 三重県桑名市大字桑部 1516 番地 2
事業所の名称及び所在地	そら 三重県桑名市大字桑部 589 番地 1
指定年月日	令和8年4月1日
事業の種類	特定相談支援
事業の主たる対象者	特定なし
事業所番号	2430101077

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	NPO 法人アシスト 三重県桑名市大字桑部 1516 番地 2
事業所の名称及び所在地	そら 三重県桑名市大字桑部 589 番地 1
指定年月日	令和8年4月1日
事業の種類	障害児相談支援
事業の主たる対象者	特定なし
事業所番号	2470100344